

岩手県告示第31号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成21年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名	診療科名	担当すべき医療の種類	所在地	指定年月日
大高 幸二	眼科	視覚障害	大船渡市	平成20年12月18日
米山 幸宏	外科	肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	北上市	〃
正慶 修	内科	音声・言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	遠野市	〃
佐藤 一範	泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害	一関市	〃
兼平 貢	泌尿器科	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	釜石市	〃
中村 正	脳神経外科	視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、肢体不自由	奥州市	〃
佐藤 尚介	眼科	視覚障害	奥州市	〃
及川 博	整形外科	肢体不自由	奥州市	〃
高橋 明	脳神経外科	視覚障害、聴覚障害、音声・言語機能障害 平衡機能障害	雫石町	〃